# 原子力防災会議令 （平成二十四年政令第二百三十四号）

#### 第一条（議長）

議長は、会務を総理する。

#### 第二条（副議長）

副議長は、議長を助ける。

#### 第三条（事務局次長）

原子力防災会議（以下「会議」という。）の事務局（以下「事務局」という。）に、事務局次長二人以内を置く。

##### ２

事務局次長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

##### ３

事務局次長は、事務局長を助け、局務を整理する。

#### 第四条（審議官）

事務局に、審議官二人以内を置く。

##### ２

審議官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

##### ３

審議官は、命を受けて、局務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

#### 第五条（参事官）

事務局に、参事官八人以内を置く。

##### ２

参事官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

##### ３

参事官は、命を受けて、局務を分掌し、又は局務に関する重要事項の審議に参画する。

#### 第六条（会議の組織の細目）

この政令に定めるもののほか、会議の組織に関し必要な細目は、内閣総理大臣が定める。

#### 第七条（会議の運営）

この政令に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

# 附　則

この政令は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。